

要届出管理区域台帳

整理番号	管-R6-6	指定年月日・指定番号	令和7年1月30日 管指-16号	所在地	摂津市鶴野一丁目148番1、148番4、148番5、163番2、164番1、166番2、167番1、167番3、172番、209番、370番1、370番2、370番5及び堤の各一部並びに148番6、148番7、388番1、388番3及び388番4
調製・訂正年月日	令和7年1月30日調製				
要届出管理区域の概況	事業所跡地			面積	4,332.70㎡
条例第81条の21の4の3第3項の規定に基づき指定された要届出管理区域にあっては、その旨					
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壤汚染状況調査の結果により指定された要届出管理区域にあっては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び管理有害物質の種類					
土壤汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壤汚染状況調査の結果により指定された要届出管理区域にあっては、その旨及び当該省略の理由				一部の区画において、試料採取等調査を省略し、当該土地を基準に適合しない土地とみなし指定（試料採取の対象となる土地の範囲の全てが地下構造物のため）	
汚染の除去等の措置が講じられた要届出管理区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置					
第48条の50各号に該当する区域にあっては、その旨					
要届出管理区域内の土壤の汚染状態	報告受付年月日	指定に係る管理有害物質の種類	適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和6年9月2日	カドミウム及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・ <u>第二溶出量基準</u>		株式会社エルエフ関西
	令和6年9月2日	六価クロム化合物	含有量基準・溶出量基準・ <u>第二溶出量基準</u>		株式会社エルエフ関西
	令和6年9月2日	シアン化合物	含有量基準・溶出量基準・ <u>第二溶出量基準</u>		株式会社エルエフ関西
	令和6年9月2日	水銀及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・ <u>第二溶出量基準</u>		株式会社エルエフ関西
	令和6年9月2日	セレン及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・ <u>第二溶出量基準</u>		株式会社エルエフ関西
	令和6年9月2日	鉛及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・ <u>第二溶出量基準</u>		株式会社エルエフ関西
	令和6年9月2日	砒素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・ <u>第二溶出量基準</u>		株式会社エルエフ関西
	令和6年9月2日	ふっ素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・ <u>第二溶出量基準</u>		株式会社エルエフ関西
	令和6年9月2日	ほう素及びその化合物	含有量基準・溶出量基準・ <u>第二溶出量基準</u>		株式会社エルエフ関西
令和6年9月2日	ダイオキシン類	含有量基準・溶出量基準・ <u>第二溶出量基準</u>		株式会社エルエフ関西	

土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
					有・無	
					有・無	

- 備考 1 「要届出管理区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。
- 2 「含有量基準」とは、特定有害物質土壌含有量基準又はダイオキシン類土壌含有量基準をいう。
- 3 「溶出量基準」とは、特定有害物質土壌溶出量基準をいう。